

# 通行禁止道路通行許可の申請手続

## 通行許可について

警察署長が道路交通法第8条第2項の規定により、道路交通法施行令で定められたやむを得ない理由のある場合に、道路標識等により通行を禁止されている道路又はその部分を通行する車両に対して、必要な条件を付して許可するものです。

## やむを得ない理由について

通行許可は、下記に該当する場合に限り、許可されます。

- ① 車庫などの車両を保管するための場所に出入りする場合。
- ② 身体に障害のある方を輸送する相当の事情がある場合。
- ③ 貨物の集配その他の栃木県公安委員会が定める事情により、通行が禁止されている道路を通行する必要がある場合。
  - ・ 日常生活に欠かすことができない物品等の集配又は運搬。
  - ・ 冠婚葬祭等社会慣習上、人等を輸送するため。
  - ・ 業務上の必要があるため。

## 申請書類について

- ① 申請書2通（申請書ダウンロード）
- ② 自動車検査証の写し2通
- ③ 運転免許証の写し2通
- ④ 通行経路及びその周辺の見取り図2通  
建物、施設名及び道路状況等が判別できるもの
- ⑤ 通行理由を疎明する資料2通

## 申請受付日時及び問合せ先

申請受付：月曜日から金曜日

（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

申請受付時間：午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時を除く）

問合せ先：通行禁止道路を管轄する警察署の交通（総務）課にお問合せください。